

# 食品衛生国保

(食品国保揭示板)

No.147

令和4年4月発行

京都市下京区四条通油小路西入る  
藤本寄町26番地1  
朝日生命京都第二ビル8階  
電話075-254-8383

## 令和4年度 半日人間ドック・ミニドック料金表

【補助対象者】 40歳以上(S23.4.1~S58.3.31生まれの方)  
※令和4年度中に40歳になられる方は、40歳の誕生日を迎えていなくても受診できます。

特別人間ドック	16,000円
人間ドック	12,000円
ミニドック	7,000円
脳ドック	7,000円~10,000円
※人間ドックとの組合せで受診可	
上腹部MRI	7,000円
※人間ドックとの組合せで受診可	
大腸CT	9,000円
※人間ドックとの組合せで受診可	

特定健診は無料で受検できます。  
裏面をご覧ください。

検査機関	検査内容	自己負担金	連絡先
御池クリニック	特別人間ドック	16,000	TEL: 0120-777-465
	人間ドック	7,000	※脳ドック・上腹部MRI・大腸CTの単独は不可
	上腹部MRI	7,000	※ドックで検出を希望される場合は別途自己負担が必要です
御池がエム・アイ・ラボ	特別人間ドック	16,000	TEL: 0120-888-075
	人間ドック	7,000	※脳ドック・上腹部MRIの単独は不可
	上腹部MRI	7,000	※ドックで検出を希望される場合は別途自己負担が必要です
京都予防医学センター	特別人間ドック	16,000	TEL: 811-9137
	ミニドック	7,000	※ドック・ミニドックで検出を希望される場合は別途自己負担が必要です
	脳ドック	8,000	※脳ドックは人間ドックとの組合せで受診可
四葉丸クリニック	特別人間ドック	16,000	TEL: 0120-012-770 (代表)241-3577
	脳ドック	7,000	※脳ドックは人間ドックとの組合せで受診可。単独不可
京都工場保健会	人間ドック	12,000	TEL: 0120-823-053 (代表)823-0530
	人間ドック	12,000	TEL: 561-1121
京都第一赤十字病院	人間ドック	10,000	※脳ドックの単独は不可
	人間ドック	12,000	TEL: 212-6151
京都第二赤十字病院	人間ドック	10,000	※脳ドックの単独は不可
	人間ドック	12,000	TEL: 392-3501
京都桂病院	人間ドック	12,000	TEL: (直通)311-6344 (代表)311-5311
	人間ドック	12,000	TEL: 312-7393
京都民医連太子道診療所	人間ドック	12,000	TEL: 822-8246
	ミニドック	7,000	
武田病院健診センター	人間ドック	12,000	TEL: 365-0825
	人間ドック	12,000	TEL: 0120-050-108 (代表)593-7774
沿羽会首羽病院健診センター	人間ドック	7,000	TEL: 712-9160
	ミニドック	7,000	TEL: 623-1113
京都城南診療所	ミニドック	7,000	TEL: 432-1261
	ミニドック	7,000	TEL: 593-1441
京都微生物(研)付属診療所	ミニドック	7,000	

★受診方法★  
①ご希望の検査機関に電話で予約をしてください。  
②検診日が決まりましたら、「本人負担額」と「特定健診受診券(桃色)」を当組合まで持参してください。  
※特定健診・ミニドック・人間ドックについては、年度内に重複して受診できませんので、いずれか一つをご選択ください。方が一重復して受診された場合は、契約料金全額を負担していただくこととなりますので、ご注意ください。  
◆補助対象外の方は、契約料金全額自己負担です◆  
※75歳以上の継続組合員の方は全機関一律¥20,000です※  
KSI 京都市食品衛生国民健康保険組合 TEL075-254-8383

平成二十年から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられてから約十四年が経過し、組合員の皆様にも「一年一回の特定健診」が定着してきてきたように思います。しかし、当国保組合の令和2年度の特定健診の法定報告の結果は、新型コロナウイルス感染症による受診控えや医療機関の人間ドック中止等の影響により、五十四％と前年度より八・四ポイントさがっています。

症状のない病気の代表格が、生活習慣病(高血圧・糖尿病・高脂血症・心臓病・がん・脳卒中)です。初期にはほとんど自覚症状がないため、危機感がありません。しかし、知らず知らずのうちに体をむしばんでいく大変怖い病気で、自覚症状が出てから病院に行

かたても、手遅れになることが多く、また、医療費も多くかかってしまいます。毎年一回特定健診を受診していただき、ご自身の日常生活を振り返り健康寿命を延ばしていただくことが大切です。

また、特定健診の結果に基づき、生活習慣病のリスクが多い方については、保健指導を行うことが必要とされています。特定健診は特定保健指導の対象者となるかどうかを判断するための健診で、特定保健指導対象者の選定方法により「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方に対し実施されます。対象者の方は、健診結果からご自身の健康状態を把握して、生活習慣改善のための行動目標を自ら設定していただき、その目標が実現できるように医師や保健師等が

支援を行います。対象になられた方には、個別に案内をさせていただきますので、支援を受けていただき、予防に努めてください。費用については、食品国保が全額負担しています。また、健診日の当日に、特定健診の結果に応じて保健指導を行うことができる医療機関がありますので、対象になられたときは必ず支援を受けてください。

令和四年度の受診券については、四月上旬に皆様(世帯単位)に送付しています。お早目の受診が比較的です。お早目に予約が取りやすい状況です。

なお期限は特定健診が九月末日、人間ドックが十二月三十一日までとなっております。

●糖尿病性腎症重症化予防について  
糖尿病は、最初自覚症状は少ないですが、長時間放置すると徐々に合併症を引き起こす可能性がある大変怖い疾病です。進行すると、腎不全による人工透析や網膜症、末梢神経麻痺を併発することもあります。

透析療法は、人工的に血液のろ過を行い、腎臓の機能を代行する治療のことで、一般的には一週間に三回、一回には三時間〜四時間かかるので、日常生活の時間を多くとれてしまいます。医療費については、年間一人当たりの平均が二十四万円のところ、人工透析は五百万円〜六百万円と高額な費用がかかります。その医療費は食品国保が負担することになります。

京都府が推奨する「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」は、糖尿病が重症化するリスクの高い方を対象とし、人工透析への移行を防止することによって、健康寿命の延命を図り、医療費の適正化が目的とされています。

対象となる方には、医療機関の受診状況と健診結果に基づいて個別にご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。

## 令和4年度組合予算決定



岡山理事長

京都市食品衛生国民健康保険組合は去る三月三十日午後二時から「京都市食品衛生国民健康保険組合事務局会議室」に於いて第百三十三回通常組合会を開きました。

第百三十三回組合会は議員定数二十八名のうち、二十四名(出席者一名、書面表決者十三名)に出席いただきました。

議案の表決結果は次のとおりです。  
議案第一号 令和四年度事業計画の承認について  
可決二十四名、

否決〇名  
議案第二号 令和四年度予算の承認について  
可決二十四名、  
否決〇名  
議案第三号 令和四年度法令遵守(コンプライアンス)の実践計画について  
可決二十四名、  
否決〇名

令和四年度の予算総額は四億七千六百九十九万一千円となり、前年度とほぼ同額(▲五十二万円、▲0.1%)としました。歳入額の多くを占める保険料と国庫補助金は被保険者の減少や国庫補助金の削減等を勘案し前年度比でそれぞれ▲8%、▲2%とされています。歳出額の医療費は新型コロナウイルスによ



宮本議長

る受診控えの揺り戻しや高額薬剤の保険適用等による増大を見込んで15%増とされています。

国保組合の主な財源は保険料と補助金等ですが、保険料と補助金等で収支の均衡を図ることはかなり困難な状況になっており、毎年、基金を取り崩し補填している状態です。現在、恒常的な赤字体質から脱却すべく、役員一同全力を尽くしてコスト削減に着手しております。今後とも皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

議案第一号 令和四年度事業計画の承認について  
新型コロナウイルス感染症は昨年の第五波に引き続き、今年に入ってから第六波到来と現在も私たちの生活に多大な影響を及ぼしています。

日本は人口一〇〇〇人当たりの病床数が13.1であり、経済開発協力機構加盟国の平均4.7を大きく上回る世界一の病床大国です。

しかし新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療体制は逼迫し十分な医療を受けることができないう状態になりつつあります。これまでの生活様式も大きく変わり、社会情勢は混迷を極め、経済活動は停滞しています。通常の経済社会活動を再開するには、まだ相当の時間が必要ではないかと思えます。

昨年十二月二十四日に公表された令和四年度政府予算案のうち国保組合関係の予算額は総額で二、六八二七億円(対前年度▲四九四億円)となっています。その内訳は、定率補助金一、五六〇〇億円(対前年度▲二六四億円)、調整補助金一、〇四七一億円(対前年度▲二二五億円)、出産育児一時金補助金一七六億円(対前年度▲〇四億円)、高額医療費共同事業補助金三〇七億円(対前年度+〇三億円)、事務費負担金二一六億円(対前年度▲〇四億円)、特定健診・保健指導補助金等五七億円(対前年度±〇億円)となりました。

全体でみれば診療報酬のマイナス改定や被保険者の減少を見込んで、対前年度比▲1.8%となっております。診療報酬改定に関し

ては全体で0.94%の引き下げです。主な改定内容として看護職員の処遇改善や不妊治療の保険適用や処方箋を一定期間繰り返し利用できる「リフィル処方箋」の導入などがあります。高額医療費共済の導入などがあるため、被保険者数は減少の一途を辿っています。高齡化や後継者不在による廃業が主な原因ですが、本年度はそれに加え団塊の世代の後期高齢者への移行（後期高齢到達による喪失者数は令和二、三年度の三倍程度の見込み）、十月からの短時間労働者への健康保険の適用拡大や未だ収束に至っていないコロナ禍の影響などが減少に拍車をかけると思われる。

国庫補助金ですが、大等、当組合の財政運営は本年度も厳しい状況です。市町村の国民健康保険料の賦課限度額は十九万円から一〇二万円へと三万円の引き上げが行われますが、当組合においては様々なコストカットを行うことで現状維持とします。昨年度から始まりましたマイナンバーカードを保険証として使用できるオンライン資格確認ですが、当国保組合では昨年末で全体の約5%の方が登録されています。引き続き登録の勧奨と個人情報安全管理対策を徹底していきたいと思えます。

国保組合を取り巻く情勢は、今後も益々厳しくなると予想されますが、安定的な運営が継続できるよう組織・財政基盤の強化に注力していく所存です。以上を踏まえ、令和四年度の組合予算は左記の通りとします。

議案第二号  
令和4年度京都市食品衛生国民健康保険組合予算

歳入(千円)		歳出(千円)	
国民健康保険料	198,894	組合会費	1,203
国庫支出金	175,664	総務費	53,270
前期高齢者交付金	20,114	保険給付費	257,790
府支出金	3,300	後期高齢者支援金等	55,665
市町村支出金	1,350	前期高齢者納付金等	120
共同事業交付金	6,713	介護納付金	29,940
財産収入	200	共同事業拠出金等	11,162
寄付金	1	保健事業費	22,450
繰入金	10,003	基金積立金	50
繰越金	50,000	諸支出金	10,041
諸収入	5,422	予備費	30,000
歳入合計	471,691	歳出合計	471,691

「城陽市」にお住いの方も  
食品国保に加入できるようになりました

加入できる区域に新たに「城陽市」が追加されました。城陽市にお住いの同業者の方がおられましたらご紹介ください。城陽市にお住いの方を雇われる場合も加入をご検討ください。

報告事項

・**地区拡大にかかる規約改正**  
加入できる区域に新たに「城陽市」が追加されました。京都市、宇治市、向日市、長岡京市、亀岡市、八幡市、**城陽市**、大津市、枚方市  
滋賀県、大阪府  
なお、この改正は臨時至急に行う必要があるため、理事の専決処分としました。

・**出産育児一時金にかかる規約改正**  
食品国保では被保険者の方が出産した時に出産育児一時金を1児につき42万円支給しています。これは出産育児一時金の40.4万円と産科医療保障制度の掛金1.6万円を合わせた額となっています。令和4年1月1日に産科医療保障制度の改正により、掛金が1.6万円から1.2万円に変更されることになりました。この制度改正にあわせて出産育児一時金の額を40.4万円から40.8万円に改正するため関連規約を改正しました。なお、この改正は臨時至急に行う必要があるため、理事の専決処分としました。

・**訴訟事件の調停について**  
係属中であつた旧事務所ビル所有者との工事費用請求事件及び保証金返還請求事件について調停が成立しました。前事務所ビルの退去に際し、ビル所有者から請求のあった原状回復費用は食品国保が算出した原状回復費用を著しく上回り、また契約内容とも齟齬があつたため、ビル所有者の主張は法的に無効であるとして争っていました。令和3年9月に裁判所から調停の提案があり、その調停案は食品国保の主張を概ね肯定する内容であつたため、調停に応じたものです。なお、この決定は臨時至急に行う必要があるため、理事の専決処分としました。

- 1 法令遵守のための指導・研修等
- 2 不祥事故を未然に防止するため、役員に対する法令遵守の周知徹底を行う。
- 3 役員を対象とした、法令遵守を徹底するための研修を行う。
- 4 法令遵守の観点から、特定の職員を長期にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事のローテーションを計画的に実施するとともに、金銭等を取り扱う業務は会計規則に則り適切に執行する。
- 5 法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに、適切に対応するものと
- 6 役員が把握した、組合員又は被保険者の苦情、役員間の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- 7 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事等に報告すること。
- 8 理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
- 9 不祥事故の対応
- 10 役員が把握した、組合員又は被保険者の苦情、役員間の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- 11 法令遵守担当理事は、規約、規定等に則り、理事等に報告すること。
- 12 理事等は、法令等に従い関係機関に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。
- 13 雑則
- 14 この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会承認を得て実施する。

令和3年度高額医療費調べ（中間報告）

上位10名の費用額合計は約4,400万円です。前年度同期間の上位10名の費用額合計は約3,100万円でしたので、約1.4倍の金額になっています。食品国保全被保険者の医療費に占める割合は20.5%になっており、例年(16～18%)より上回る結果となっています。

内容を見ていきますと、前年度（2年度）の

上位10名のうち4名の方が亡くなられたり後期高齢者へ移行したりで資格喪失となっています。毎年、上位を占めるのは「がん」や「慢性腎不全」の患者さんですが、今年度は最も医療費の高かった白血病の患者さんや、11位以下では脊柱管狭窄症の患者さんが目立ちます。充分にご静養いただき、一日も早いご回復を心よりお祈りしております。

令和3年度高額医療費上位10名  
(3年4月診療分～4年1月診療分 10か月分合計)

費用額合計	主な病名	年代	性別
1 7,147,240	急性前骨髄球性白血病	70代	女
2 6,768,120	卵管癌	50代	女
3 5,772,350	膀胱癌	50代	男
4 4,205,400	急速破壊型股関節症	70代	女
5 3,576,950	腫瘍病	70代	女
6 3,512,240	口腔癌	70代	男
7 3,485,056	脳梗塞	50代	男
8 3,407,200	心筋梗塞	60代	男
9 3,126,180	腰部脊柱管狭窄症	60代	女
10 3,052,890	慢性腎不全	60代	女
計 44,053,626	食品国保全被保険者の医療費に対する割合		20.54%

就職や住所変更等の手続きを忘れていませんか？加入者に異動が生じた場合は14日以内に届出してください。届出が遅れると保険料の二重払いや医療費の返還等、様々な不利益が生じることもあり、またその後の手続きも煩雑になります。ご家族、従業員の方へご確認ください。  
**過去にあった例：**  
子どもが知らないうちに家を出て住所変更していた（遡及して資格喪失、約9万円の医療費の返

納金が生じました)  
退職した従業員の資格喪失手続きを忘れていた（資格喪失後の受診あり、約5万円の医療費の返納金が生じました)  
しばらく出勤しないと思っていたら別の会社に就職していた（遡及して資格喪失、約2万円の医療費の返納金が生じました)



- 1 平均被保険者数  
世帯数 平均493  
被保険者数 1,028 (介護2号被保険者数454)  
令和3年12月末の世帯数は539、被保険者数は1,082 (介護2号被保険者数493) 最近の被保険者数異動の状況を勘案し、世帯数、被保険者数、介護2号被保険者数とともに若干の減少を見込む。
- 2 費用負担  
賦課保険料  
(1) 医療費適正化対策としてレセプト点検、柔整師、はり・きゅう・マッサージ師からの請求内容の点検を行い、ケースによっては施術を受けた被保険者に施術内容の確認等を行い、医療費の適正化に努める。  
イ 事業主 (総所得額－基礎控除額) × 0.7/100  
最高 40,000円  
最低 4,000円  
ウ 最高限度額 (月額) 50,000円  
1人当り保険料見込額 130,476円  
エ 年額 130,476円  
(2) 介護納付金分  
ア 事業主世帯 (月額)  
均等割 1人 1,600円  
所得割 (総所得額－基礎控除額) × 0.5/100  
最高 10,000円  
最低 1,200円  
イ 最高限度額 13,500円  
均等割 1人 2,500円  
ウ 1人当り保険料見込額 52,020円
- 3 後期支援金分  
(ア) 均等割 (月額) 1人 事業主・従業員 4,000円  
事業主家族及び従業員家族 2,500円  
イ 最高限度額 (月額) 18,000円  
ウ 1人当り保険料見込額 39,732円
- 4 後期組合員分  
ア 均等割 (月額) 1人 1,000円
- 5 保険給付  
(1) 療養の給付及び療養費  
一部負担金 30%  
(但し、義務教育就学前20%、70～75歳未満20%～30%)  
高額療養費  
一部負担金の額が自己負担限度額 (所得により区分あり) を越えるとき、超過分を支給する。  
(2) 任意給付  
ア 出産育児一時金 1件当り支給額420,000円 (産科医療保障制度掛金含む)  
イ 葬祭費 1件当り支給額 世帯主 50,000円 家族 30,000円
- 6 資格の適正化  
資格取得時における組合員の業種、業態および住所、加入中の健康保険の有無等の確認を徹底し不適切 (医療目的の加入等) を防止。特に外国人の資格適用時においては医療目的の入国でないか等、厳格な審査を行う。

- 7 証更新時には住民票を徴取し被保険者の資格確認を行う。他府県在住の学生に関しては学生証の写しを併せて徴取する。
- 8 継続組合員資格の厳格化  
継続組合員資格の取扱を徹底する。
- 9 新規組合員の加入促進  
新規組合員の加入促進を行い、組織・財政基盤の強化を図る。
- 10 医療費の適正化  
医療費適正化対策としてレセプト点検、柔整師、はり・きゅう・マッサージ師からの請求内容の点検を行い、ケースによっては施術を受けた被保険者に施術内容の確認等を行い、医療費の適正化に努める。  
イ 多受診 (1か月間に同一の医療機関で何度も受診する) や重複受診 (1か月間に同一疾病で複数の医療機関で受診する) の被保険者に電話、訪問等により適正な受診の啓発を行う。
- 11 特定健診・特定保健指導の実施  
特定健診・特定保健指導については、平成30年度に策定した「第三期特定健康診査等実施計画」に基づき、受診者に対するインセンティブ制度を活用し、本年度の目標実施率、減少率の達成に向けて、対応を進めることとする。
- 12 保健対策  
(1) 医療費通知  
組合員・家族の健康に対する認識を深めるため、世帯ごとに通知を行う。年3回 5か月分 (7月)、5か月分 (12月)、2か月分 (2月)  
(2) 人間ドック・ミニドック  
対象者 40歳以上の被保険者  
経費 23,100円～47,850円  
自己負担額 費用の30%を超えない範囲で一部負担金を徴収する。  
(継続組合員は全医療機関一律20,000円)
- 13 脳ドック  
時期 4月～12月  
対象者 40歳以上の被保険者  
経費 24,200円～31,900円  
自己負担額 7,000円～10,000円  
(※脳ドックの単独健診はできません。)
- 14 大腸CT  
時期 4月～12月  
対象者 40歳以上の被保険者  
経費 33,000円  
自己負担額 9,000円  
(※大腸CTの単独健診はできません。)
- 15 糖尿病重症化予防対策  
糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病で通院する患者のうち重症化するリスクの高い被保

- 16 証更新時には住民票を徴取し被保険者の資格確認を行う。他府県在住の学生に関しては学生証の写しを併せて徴取する。
- 17 継続組合員資格の厳格化  
継続組合員資格の取扱を徹底する。
- 18 新規組合員の加入促進  
新規組合員の加入促進を行い、組織・財政基盤の強化を図る。
- 19 医療費の適正化  
医療費適正化対策としてレセプト点検、柔整師、はり・きゅう・マッサージ師からの請求内容の点検を行い、ケースによっては施術を受けた被保険者に施術内容の確認等を行い、医療費の適正化に努める。  
イ 多受診 (1か月間に同一の医療機関で何度も受診する) や重複受診 (1か月間に同一疾病で複数の医療機関で受診する) の被保険者に電話、訪問等により適正な受診の啓発を行う。
- 20 特定健診・特定保健指導の実施  
特定健診・特定保健指導については、平成30年度に策定した「第三期特定健康診査等実施計画」に基づき、受診者に対するインセンティブ制度を活用し、本年度の目標実施率、減少率の達成に向けて、対応を進めることとする。
- 21 保健対策  
(1) 医療費通知  
組合員・家族の健康に対する認識を深めるため、世帯ごとに通知を行う。年3回 5か月分 (7月)、5か月分 (12月)、2か月分 (2月)  
(2) 人間ドック・ミニドック  
対象者 40歳以上の被保険者  
経費 23,100円～47,850円  
自己負担額 費用の30%を超えない範囲で一部負担金を徴収する。  
(継続組合員は全医療機関一律20,000円)
- 22 脳ドック  
時期 4月～12月  
対象者 40歳以上の被保険者  
経費 24,200円～31,900円  
自己負担額 7,000円～10,000円  
(※脳ドックの単独健診はできません。)
- 23 大腸CT  
時期 4月～12月  
対象者 40歳以上の被保険者  
経費 33,000円  
自己負担額 9,000円  
(※大腸CTの単独健診はできません。)
- 24 糖尿病重症化予防対策  
糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病で通院する患者のうち重症化するリスクの高い被保

令和4年度国保組合所得調査の諸準備と実施